



こんなときには、 こんな手続きを



Q
疑問

私は今年、会社を退職する予定です。まだ60歳になっていないので国民年金に加入するように言われたのですが、必ず加入しなければならないのでしょうか。

A
答え

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入しなければなりません。被保険者の種類は働き方などによって次の3種類に分かれています。老後の生活保障や障害を負ったときのためにも必ず加入手続きをしてください。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	自営業、学生など	厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料の納め方	納付書や口座振替などにより個人で納めます。 保険料は月額16,410円です（※）	給与から職場の年金制度の保険料を納めています。国民年金保険料を個別で納める必要はありません	配偶者の勤務先に届け出ている場合は、自分で保険料を納める必要はありません
加入手続き	お住まいの市区町村役場に自分で届け出ます	勤務先が年金事務所に届け出ます	配偶者の勤務先が年金事務所に届け出ます

（※）保険料を納めることが困難な場合、保険料が免除または猶予される制度がありますのでご相談ください。

国民年金の加入の種別が変更になったときには忘れずに届け出ましょう。
次の表のような場合は変更を届け出てください。

◆第1号被保険者（自営業・学生など）

こんなとき	変更後の種別	届け出先
会社員・公務員になった	第2号	勤務先
会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号	配偶者の勤務先

●役場での届出に必要なもの
年金手帳
印かん
離職票（持っている場合）

◆第2号被保険者（会社員・公務員など）

こんなとき	変更後の種別	届け出先
退職した	第1号	役場
会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号	配偶者の勤務先

●マイナンバーの利用について
平成30年3月から、これまで基礎年金番号で行っていた各種届出・申請についてマイナンバーで行えるようになりました。

マイナンバーを記入して届書等を提出する際には、通知カードと本人確認書類の提示をお願いします。

◆第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）

こんなとき	変更後の種別	届け出先
扶養からはずれた	第1号	役場
配偶者が退職した	第1号	役場
会社員・公務員になった	第2号	勤務先